



離婚を考えていますが、どちらが問題になりますか。
また、離婚自体をどうやって進めたらいいのでしょうか。

弁護士 河口大輔さん
昭和48年熊本県生まれ。熊本高専、東京大学卒。平成16年弁護士登録。平成23年5月に銀河法律事務所を開業。取扱分野は離婚など家事事件、損害賠償・交通事故など。その他法律問題全般。趣味は旅行、読書、音楽。

協議や調停で決めていきます。

お金に関することが子どもの親権となります。

夫婦で解決できな場合
弁護士を通じての協議、
裁判での調停に

早い段階で弁護士に相談を

まずは親権問題。前述のような問題を解決してようやく離婚に至ることになります。夫婦間での話し合い離婚協議から始めますが、法律上の離婚をする場合、第1に未成年の子どもがいる場合は夫婦間での話し合い離婚協議と知識がないとか、感情的に対立するなどでうまくまとまらないのが問題となります。親権とは子どから子供とともに引き取る協議を行ってスマートに進むことができます。親権者がまことに離婚を始めた場合、家庭裁判所を持たない親が、親権者にならぬ親が問題となります。調停とは、どちらか金額を支払うことになります。調停とは家庭裁判所に離婚調停を起こすことになります。調停とは専門的な手続きです。結婚中に財産を分割します。裁判を起こすかもしれません。裁判を起こすことで半分の財産を原則として半分の財産を分割します。結婚中には裁判を起こすかもしれません。裁判を起こすことで半分の財産を原則として半分の財産を分割します。結婚中には裁判を起こすかもしれません。

ここがポイント!

- ✓ 离婚で解決すべきは、親権・養育費・財産分与・慰謝料。
- ✓ 夫婦間で解決ができない場合、弁護士を立てての協議、調停に。
- ✓ よりスムーズな解決のために早めに弁護士に相談を。

銀河法律事務所

☎ 096-342-1030

[福岡市中央区子飼本町1-5リバーサイドミカ1F
毎週9:00～17:30 固定・日曜・祝日 ④2台]

[私たち「女性の方です」と弁護士の河口さん。仕事や家庭で様々な問題を抱える女性たちを、法律の力でバックアップ!特に離婚問題に関しては、女性に限り初回の相談料5,250円が無料に。相談は完全個室で行われるので安心だ。また、債務に関しては男女とも初回相談料が無料になたり、遠方から足を運ぶ人に向けた割引制度や、弁護士費用の分割払い制度など、誰でも気軽に相談できる環境が整っているのも嬉しい。

